

コロナウイルスに係る感染予防対策ガイドライン

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

① 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組ならびに生徒への指導を行います。

ア 感染源を絶つこと

◎発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの徹底

◎登校時の健康状態の把握

【家庭での健康観察】（ご家庭へのお願い）

- ① 毎朝、登校前に「体調確認シート」に体温と健康状況を記入するようお声がけください。
- ② 「体調確認シート」は生徒に持参させ、登校したら提出させていただきます。
- ③ 「体調確認シート」は毎日持ち帰るので、クリアファイルなどに入れてください。

【学校での健康観察】

- ① 家庭での検温ができなかった生徒については、登校時、教職員が検温及び健康観察を行います。
- ② 授業ごとに生徒の健康状況を確認します。
- ③ 発熱や風邪等の症状がある場合は、ただちに保護者に連絡し、専門の医療機関での受診を依頼します。

イ 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

（参考）手洗いと咳エチケット（出典：首相官邸ホームページ）



ウ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導します。

② 集団感染のリスクへの対応

ア 換気の徹底

教室等のこまめな換気と常時換気（窓、廊下側の小窓）を実施します。（可能な限り2方向の窓を同時に開けます）。その際、衣服等による温度調節にも配慮します。

イ 「密集」の回避（身体的距離の確保）

授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保するようにします。

ウ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

◎生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等で高齢者施設を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても着用を推奨します。

◎様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒や、マスクの着用ができない生徒がいることから、学校や教職員がマスクの着用を強いることのないように適切に指導します。

◎咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導します。

（２）出席停止等の扱いについて

- ① 感染が判明した場合 → 7日間療養。
- ② 濃厚接触者に特定された場合
→ 5日間待機。ただし、同居の家族が新規で陽性判明した場合、その都度5日間待機となる。ただし2日目及び3日目に陰性が証明できれば登校は可能である。
- ③ 発熱等のかぜの症状が見られた場合等
→ 症状が消失するまで。
- ④ 登校することによって万一感染する心配により、保護者の判断で登校させない場合
→ 期間は保護者の判断とする。 ※学校は、保護者と密接に連携して登校等の判断をしていく。

※出席停止の期間は、感染日・判明日のどちらか早い方、最終接触日を0日として計算する。

（３）心のケアについて

学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒やその家族の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラーによる支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組んでまいります。相談申し込みについては事前連絡の上、予約をお願いいたします。

(4) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように配慮してまいります。ご家庭におきましても生徒の偏見や差別が生じないように、適宜お話願います。

2 学習指導に関すること

【学校での指導】

- ① 学習時間帯は教室等の換気を適宜行います。
- ② エアコン等を使用し、熱中症予防にも配慮します。
- ③ 学習時、できるだけ生徒間の距離を保ちながら指導します。（限界はあります）
- ④ 授業中でも換気や給水の場合を必要に応じて設定します。
- ⑤ 教材、教具はできるだけ共有にならないようにします。
- ⑥ iPadによる「eライブラリ」「オンライン学習」等を活用した学習を推奨します。
- ⑦ 感染者や接触者、医療従事者やその家族、社会のために働く人々に対する偏見や差別を生じさせないように、道徳科の授業を中心に学校教育全般にわたり繰り返し指導していきます。

【学習指導等に関すること】

感染症対策を講じてもなお「感染リスクの比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、以下に示すような一定の感染症対策を講じていきます。

各教科共通で、気候上可能な限り、2方向の窓を開け、常時換気に努めます。グループワーク等は少人数で実施し、大声での会話は控えるようにします。一斉に大きな声で話す活動では、近距離で向かい合っただけの発声は控えるようにします。

- ① 理科、美術科、技術・家庭科、体育科、等において、共有又は備え付けの器具・用具等を使用する際には使用順等を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。
- ② 音楽科において、合唱又はリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の演奏については、体の中心から前方1 m程度・左右50 cm程度を目安とした距離を保ち、原則、向かい合っただけの歌唱は控えめです。
- ③ 家庭科等において、試食の活動の際は、大声での会話は控え、座席を向かい合わせにせず、向かい合わせにする場合には一定の距離（1 m程度）を保つようにします。

3 部活動に関すること

- (1) 活動にあたり教師による健康観察を行い、発熱や風邪症状が見られるときは参加を見合わせて、自宅で休養するよう指導します。
- (2) 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底します。
- (3) 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないよう指導します。

4 学校給食に関すること

給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底します。学校給食を実施するにあたり、給食の配食を行う生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したかなど、給食当番活動が可能であるかを点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応を行います。

また、給食当番はもとより、生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底します。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように大声での会話は控える、などの対応を工夫してまいります。適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向い合わせにする場合には対面の生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保するなどの措置を講じます。

5 職員の出勤等の服務に関すること

教職員については、教職員本人やその家族が罹患した場合、および教職員が濃厚接触者であるなどの場合、各地方公共団体の条例等にのっとり、教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行ってまいります。